

## 「不在者投票」（遠隔地からの）の投票方法について

羽生市の選挙人名簿に登録されている方が、出張、旅行、転出等のために市外に滞在、居住している場合の不在者投票の方法は、以下のとおりです。

投票用紙の請求から投票記載まで	
手順 1	「宣誓書(兼請求書)」を記入し郵送、または電子申請届出サービスで羽生市選挙管理委員会に投票用紙等の請求を行ってください。(投票期日の <u>4日前までに必着</u> )
手順 2	羽生市選挙管理委員会にて、「宣誓書(兼請求書)」により名簿登録を確認して、送付先の住所へ投票用紙等を郵送します。
手順 3	投票用紙等が送られてきましたら、投票用紙等には何も記載せず、滞在先の市区町村の選挙管理委員会へそのままお持ちください。そこで不在者投票を行うことができます。 なお、不在者投票は、投票日当日は行うことができません。
手順 4	選挙管理委員会職員の指示に従って、投票用紙に候補者の氏名等を記載してください。 不在者投票を受け付けた選挙管理委員会が、羽生市選挙管理委員会に投票済みの不在者投票用紙を郵送します。
注意事項	
注意 1	開けてはいけない封筒が入っておりますので、これを開封しないでください。
注意 2	投票用紙にあらかじめ候補者の氏名を記載してはいけません。
注意 3	不在者投票をする際は、滞在先の選挙管理委員会に投票ができる場所と時間を事前に確認してからお出かけください。
注意 4	滞在先によって、投票用紙等の郵送に日数がかかる場合がありますので、お早めに手続きをしてください。

### ※不在者投票用紙等交付宣誓書(兼請求書)の送付先

〒348-8601

埼玉県羽生市東6丁目15番地 羽生市選挙管理委員会 宛

お問合せ:羽生市選挙管理委員会

048-561-1121(内線 232)